

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成30年9月6日(2018.9.6)

【公表番号】特表2017-538373(P2017-538373A)

【公表日】平成29年12月21日(2017.12.21)

【年通号数】公開・登録公報2017-049

【出願番号】特願2017-543680(P2017-543680)

【国際特許分類】

H 04 W 72/12 (2009.01)

H 04 W 92/18 (2009.01)

【F I】

H 04 W 72/12

H 04 W 92/18

【手続補正書】

【提出日】平成30年7月27日(2018.7.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

無線通信システムで端末が動作する方法であって、

伝送に利用可能なサイドリンクデータに対する一つ又は複数のサイドリンクバッファ状態報告(BSR)をトリガする段階と、

一つ又は複数のサイドリンク承認を構成する承認を受信する段階であって、前記一つ又は複数のサイドリンク承認は、前記端末と他の端末との間のサイドリンク通信に関する特定の期間内の複数のサブフレームにおいて構成される段階と、

前記特定の期間内の特別なサブフレームにおいて、残りのサイドリンク承認が前記伝送に利用可能な全ての保留中のデータを収容することができる場合、全ての前記トリガされた一つ又は複数のサイドリンクBSRを取り消す段階と、を有し、

前記残りのサイドリンク承認は、前記特別なサブフレームから前記特定の期間の終りまでの2つ以上のサブフレームにおいて構成された全てのサイドリンク承認である、方法。

【請求項2】

前記伝送に利用可能な全ての保留中のデータは、いずれもPC5インターフェースを介して他の端末に直接送信されるサイドリンクデータである、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記サイドリンク承認、前記特定の期間及び前記伝送に利用可能な全ての保留中のデータは、前記端末が属するProSeグループの中で同じProSeグループのためのものである、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記特定の期間は、前記サイドリンク承認が受信されたサブフレームの後の少なくとも4サブフレーム以後に始まる、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記残りの構成されたサイドリンク承認が前記伝送に利用可能な全ての保留中のデータを収容することができない場合、前記トリガされたサイドリンクBSRのいずれも取り消さない、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

無線通信システムで動作する端末であって、
無線周波数（RF）モジュールと、
前記RFモジュールを制御するように構成されたプロセッサと、を有し、
前記プロセッサは、
伝送に利用可能なサイドリンクデータに対する一つ又は複数のサイドリンクバッファ状態報告（BSR）をトリガし、

一つ又は複数のサイドリンク承認を構成する承認を受信するように前記RFモジュールを制御し、前記一つ又は複数のサイドリンク承認は、前記端末と他の端末との間のサイドリンク通信に関する特定の期間内の複数のサブフレームにおいて構成され、

前記特定の期間内の特別なサブフレームにおいて、残りのサイドリンク承認が前記伝送に利用可能な全ての保留中のデータを収容することができる場合、全ての前記トリガされた一つ又は複数のサイドリンクBSRを取り消すように構成され、

前記残りのサイドリンク承認は、前記特別なサブフレームから前記特定の期間の終りまでの2つ以上のサブフレームにおいて構成された全てのサイドリンク承認である、端末。

【請求項7】

前記伝送に利用可能な全ての保留中のデータは、いずれもPC5インターフェースを介して他の端末に直接送信されるサイドリンクデータである、請求項6に記載の端末。

【請求項8】

前記サイドリンク承認、前記特定の期間及び前記伝送に利用可能な全ての保留中のデータは、前記端末が属するProSeグループの中で同じProSeグループのためのものである、請求項6に記載の端末。

【請求項9】

前記特定の期間は、前記サイドリンク承認が受信されたサブフレームの後の少なくとも4サブフレーム以後に始まる、請求項6に記載の端末。

【請求項10】

前記残りの構成されたサイドリンク承認が前記伝送に利用可能な全ての保留中のデータを収容することができない場合、前記トリガされたサイドリンクBSRのいずれも取り消さない、請求項6に記載の端末。